

大府商工会議所会報広告チラシ同封発送サービス運用規程

平成27年2月10日

規程第18号

(目的)

第1条 この規程は、大府商工会議所会員事業所の販路拡大や事業PR等のために、会員事業所等へ広告チラシ等を配布することにより、会員の発展に寄与することを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 大府商工会議所会報広告チラシ同封発送サービス（以下「本サービス」という。）を利用できる対象者（以下「利用者」という。）は、大府商工会議所（以下「本所」という。）の会員であり、かつ会費を完納している者とする。その他、本所の判断により公共性の高い行政等を利用者に加えることができる。

(利用方法)

第3条 利用者は、第1条に定める目的を達成するため、利用者が作成した第6条に定める広告チラシ等を別に定める期日までに本所に持ち込むものとする。

2 本所は、本サービスにより、会員事業所等へ配布するものとする。

(利用制限)

第4条 会報に折り込める書類については、以下の事項のいずれにも該当しないものとし、本所が該当すると判断したものについては、本サービス利用させないことができる。

- (1) 政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
- (2) 関係法規に違反するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 誇大表示、不当表示、誹謗中傷が含まれるものやその他表現方法等が不適切なもの
- (5) 他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれがあるもの
- (6) 投機性のあるものまたは、投機性があると疑われもの
- (7) 本所の事業と同種で競合するもの
- (8) その他、本所が運用上不相当と認めるもの

(責任所在)

第5条 広告チラシ及びその内容に関する責任は、一切広告主である利用者に帰属するものとし、本サービスによって生じた取引上のトラブルについては、本所は一切の責任を負わないものとする。

(広告チラシの規格)

第6条 本サービスを利用できる広告チラシ等のサイズは、A4版以下ものまたは、A3版を二つ折りしたものとし、広告チラシ等の両面印刷は可とする。

(利用料金)

第7条 本サービス利用料金は、原則として広告チラシ1種類につき20,000円(税別)とする。なお、料金は、本所が発行する請求書により、当該会報発送日から起算して1か月以内に支払うものとする。

2 本条に定める利用料金は、会頭が必要ないと認めた場合は、徴しない。

(利用申込)

第8条 本サービスを利用する場合は、折り込み希望月の前々月末日までに大府商工会議所会報広告チラシ同封発送サービス申込書(以下「申込書」という。)及び当該チラシ1部(簡易印刷可)を添えて、本所へ提出するものとする。なお、申込書は本サービス利用毎に提出するものとする。

(広告チラシの納入)

第9条 利用者は、広告チラシを、本所が別に定める必要部数を準備し、会報発行日(毎月1日)の10日前(該当日が本所休業日の場合は、直前営業日)までに本所が指定する場所に納品するものとする。定める期日までに納品がない場合は、本所は本サービスをいかなる理由においても断ることができる。また、本サービスへの折込順は、順不同とし、利用者の希望には添えないものとする。

2 納入された広告チラシは、残部が発生しても原則として返品はしないものとする。

(利用の可否)

第10条 本所は、第8条に定める申込書を受け付けた場合は、速やかに審査し、大府商工会議所会報広告チラシ同封発送サービス利用決定(却下)通知書により、利用者に結果を連絡するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より、施行する。